高森町公告第　３１　号

第２回公有財産の売払いについて

公有財産の売払いについて、高森町財務規則（平成 13 年高森町規則第 12 号）第 96 条の規定に基づき公告する。

令和元年　６月１０日

高森町長　草　村　大　成

１．目　的

本町の公共施設高森温泉館の公売を公募型プロポーザル方式により実施する。

ついては、高度な創造性、専門的な技術や経験を必要とし、公正かつ公平な方法で選定を行うために公募型プロポーザル方式を採用するにあたり必要な事項を定めるものである。

２．公売の概要

公売物件　　高森温泉館

（内訳）

（土地）	高森町大字上色見字中慶恩	2803 番地	地目=宅地 面積= 5628.66 ㎡
（土地）	〃	2804 番地	地目=宅地 面積= 4404.33 ㎡
（土地）	〃	2808 番地 2	地目=雑種地 面積=　41.40 ㎡
（土地）	〃	2809 番地 4	地目=雑種地 面積=　221.38 ㎡
（土地）	〃	2809 番地 5	地目=雑種地 面積=　39.37 ㎡
（土地）	〃	2809 番地 6	地目=宅地 面積=　45.81 ㎡

（土地）　高森町大字上色見字中慶恩　2810 番地 2　地目=雑種地
面積= 3946.24 ㎡

（土地）　高森町大字高森字洞園　3226 番地 2　地目=山林
面積=　547.00 ㎡

土地合計　面積= 14874.19 ㎡

（建物）　高森町大字上色見字中慶恩　2803 番地
〃　2804 番地
〃　2810 番地 2
構造=鉄筋コンクリート鉄骨造瓦葺 2 階建（元公衆用浴場）
延床面積=1889．00 ㎡

注１）都市計画区域外、阿蘇くじゅう国立公園第２種特別地域、一部土砂災害警戒区域（別添資料参照のこと）

注２）建物・付属施設、及び備え付けの備品等については現状引渡し

選定方法　公募型プロポーザル方式
プロポーザル方式により、広く参加者を募集し、企画提案書の審査及び評価を行い、業務等の履行に最も適した買受法人を選定する。

売払額　１００，２６４千円

契約方法　本プロポーザルで提出された企画提案書に基づき、本町と買受法人との間で契約内容の協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により契約を締結する。

３．参加資格要件

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
② 国内において指名停止措置を受けていないこと。
③ 県市町村税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
④ 日本国内に事業所を有すること。（法人登記があり設立より５年以上経過し、且つ本社・本店を有していること）

⑤ 法人又はその代表者が、暴力団、又はその構成員及び警察当局から排除要請がないもの。
⑥ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく再生、又は再生手続きを行っていないこと。
⑦ 法人、又はその代表者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過した者。

４．契約条件

契約を締結する際は、以下の条件を付す。

① 契約の締結の日から５年間、この物件を第三者に転売、若しくはこの物件を第三者に貸してはならない。
② 公序良俗に反する行為をしてはならない。
③ 悪臭、騒音、粉塵、振動、及び土壌汚染等により近隣環境の悪化に繋がる行為をしてはならない。
④ 登記において買戻し特約条項を設定すること。
⑤ その他、土地使用貸借に関する事項。

５．参加申込

本プロポーザルに参加を希望する法人においては、次の①～⑦までの書類を令和元年６月２８日（金）までに提出すること。

① 参加申込書（様式第１号）
② 法人登記事項証明書（発行後３ヶ月以内の履歴事項）
③ 定款
④ 印鑑証明書（発行後３ヶ月以内のもの）
⑤ 法人所在地の納税証明書
⑥ 決算書類
（最近期３年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
⑦ 企画提案概要書（様式任意）

上記の書類を持参、又は郵送にて提出すること。（電子メール・ＦＡＸは不可）

⑧ 辞退届

参加申込書を提出した後、参加を辞退するものは「辞退届」（様式第２号）に必要事項を記載のうえ、持参、又は郵送にて令和元年６月２８日

（金）までに提出すること。

⑨ 質問及び回答について

本プロポーザルに関する質問がある場合は、「質問及び回答票」（様式第３号）に内容を簡潔に記入のうえ、令和元年６月２５日（火）までに電子メールにて送付すること。

E-mall ：seikathu@town.kumamoto-takamori.lg.jp

６．現場説明の日時、及び場所

公告期間中（令和元年６月１０日から６月２８日）に参加申込法人から要請があれば、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分迄に随時実施する。

なお、現場説明の問合せは、直接電話（0967-62-2225）にて受付ける。

７．参加資格の合否及び喪失

参加申込書、及び関係書類を提出したものについて、参加資格を満たしているか確認し、高森温泉館公売参加資格合格通知書兼プロポーザル参加適格通知書（様式第４号）、及び参加資格不合格通知書（様式第５号）にて通知する。

高森温泉館公売参加資格合格通知書兼プロポーザル参加適格通知書（様式第４号）を受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為をしたときは参加資格を喪失するものとする。

８．参加資格の無効

参加者は、次の事項を遵守しなければならない。

参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は高森町公有財産評定委員会（以下「評定委員会」という）が不正な行為をしたと認めたときは参加資格を無効とする。

① 審査の公平性を害する行為があった場合。

② 関係書類及び高森町契約規則に違反した場合。

③ 正当な理由なく、提出期限が過ぎて書類等が提出されたとき。

④ 提出書類に虚偽の記載があった場合。

⑤ 参加資格を満たさなくなった場合。

⑥ 参加要件を満たさなくなった場合。

９．審査選考方法

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）については、評定委員会にて審査を行うものとし、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）の実施については、以下のとおりとする。

① 一次審査（書類審査）

参加申込書及び関係書類を提出された法人に対して、評定委員会で書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）対象法人を選定し、高森温泉館公売参加資格合格通知書兼プロポーザル参加適格通知書（様式第４号）又は、参加資格不合格通知書（様式第５号）を該当法人に郵送にて通知する。

② 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査（書類審査）で二次審査対象法人として選定されたものにおいては、次のとおり二次審査（プレゼンテーション）を実施し、評定委員会が審査を行う。

二次審査の開催日時は、下記のとおりとする。

＊日　時：令和元年７月25日（木）　午前10時～

＊場　所：高森総合ｾﾝﾀｰ　大会議室

＊持時間：１法人３０分以内（質疑応答の時間を含む）

＊参加者：１法人３人以内

＊審査基準：別紙、審査項目・審査基準によるものとする。

審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第６号及び様式第７号）を該当法人に郵送にて通知する。

１０．公売参加保証金

一次審査に合格した参加者は、二次審査（プレゼンテーション）前までに保証金として支払い価格の100分の10に相当する金額１０，０２６，４００円を町が発行する納付書により、高森町指定金融機関に納入すること。

高森町指定金融機関　　肥後銀行高森支店　普通　口座番号21242
口座名義人　会計管理者　古澤　要介

保証金は契約企業を除き、保証金返還請求書を受理した日から30日以内に口座振替にて返還する。（利息は付さない）

１１．保証金の帰属

次のいずれかに該当した場合、保証金は町に帰属する。

（１）二次審査において不正な行為があったとき

（２）買受法人が選定または契約を取り消したとき

（３）契約者が指定期間に契約を締結しなかったとき

１２．売買契約の締結

買受法人との契約は決定後、７日以内に仮契約を締結し、高森町議会の議決を得た後通知日を持って本契約とする。

１３．売買金額の納入

本契約締結後１５日以内に町が発行する納付書により、高森町指定金融機関に一括納入すること。

なお、審査前に納入された保証金は売買金額の一部に充当する。

また、売買金額が期限までに納入されなかった場合には、契約を解除し納入された保証金は町に帰属する。

１４．所有権移転の時期

所有権移転は代金支払完了後速やかに行うこと。

１５．契約及び移転登記に要する費用

契約及び登記手数料等にかかる費用は買受法人の負担とする。

１６．実施スケジュール

・募集期間（公告期間）	令和元年６月 10 日（月）から６月 28 日（金）
・参加申込みの提出期限	令和元年６月 28 日（金）
・質問票の提出期限	令和元年６月 25 日（火）
・質問に関する回答	令和元年６月 27 日（木）
・参加辞退届けの提出期限	令和元年６月 28 日（金）
・参加資格合否の通知	令和元年７月 19 日（金）
・２次審査（プレゼン）の開催・審査	令和元年７月 25 日（木）
・審査結果通知	令和元年７月 31 日（水）
・仮契約	審査結果通知後１週間
・本契約	次期議会承認後

１７．その他

① 本プロポーザルに要する費用、及び提出に係る一切の費用は参加者の負担とする。

② 本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しないものとする。

③ 参加資格要件確認書類、及び提案書等における提出期限後においては、内容の変更、差替え、及び再提出は認めないものとする。

④ やむを得ない事由により、プロポーザルを実施することが困難な場合はプロポーザルを延期または中止する。

この場合において本プロポーザルに要した一切の費用を本町に請求することはできない。

⑤ 町が必要と認めるときは、追加の書類を求める場合がある。

⑥ 審査に対して異議申し立てはできないものとし、選定方法及び選考内容についての問合せについても応じないものとする。

１８．提出書類送付先、及び問合せ先

８６９－１６０２
熊本県阿蘇郡高森町大字高森２１６８番地
高森町役場・生活環境課
ＴＥＬ　0967-62-2225（直通）
ＦＡＸ　0967-62-1174